

「他の取引参加者に発注を委託する取引参加者に関する制度整備について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2023年12月20日
株式会社東京証券取引所

東京証券取引所（以下「当取引所」という。）では、他の取引参加者に発注を委託する取引参加者に関する制度整備について、その要綱を2023年10月26日に公表し、11月25日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下をご覧ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅱ1. (1)」の「備考」欄において「継続的に」の例として、「自社のシステム障害等の一時的な対応」が記載されている。 これについて、取引参加者が他の取引参加者との間で、有価証券の売買取引に関し「自社のシステム障害等の一時的な対応」のために、既に有価証券の取次ぎに係る契約を締結している場合には、「当取引所の承認を受けることは不要とする」という取扱いに該当すると思われるが、この点につき考えをご教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「継続的に」の例として「自社のシステム障害等の一時的な対応」と記載しているのは、取引参加者が自社の発注システムに障害等が発生したために、一時的に他の取引参加者に発注を委託する対応をとる場合には、当取引所の承認は不要であるということを確認する趣旨です。
2	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅱ1. (1)」において「当該発注を委託する取引参加者は発注を受託する取引参加者を指定する」ことができ、同(2)において「(1)の承認を受けた取引参加者は発注を受託する取引参加者を追加・変更する」ことができると記載されている。 これについて、1社目について「取引参加者が当該取引参加者の当取引所市場における売買代金の5割以上の売買を他の取引参加者に発注を委託する 	<ul style="list-style-type: none"> 発注を委託する他の取引参加者を複数指定することを妨げていませんので、「追加」することもありうると考えています。この場合も、当取引所の承認の要否については、取引参加者が他の取引参加者に発注を委託する期間、当該取引参加者の当取引所の市場における売買代金及び売買の態様等を勘案して判断し

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ことにより行うことが見込まれる場合を目安としつつ」(Ⅱ1. (1))「備考」欄 以下「5割基準」という。)、承認判定が行われるところ、2社目は厳格に解するならば当該基準を満たすことは50%ちょうどの場合以外は有り得ない。「追加」を記載しているということはこのようなことではないと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、本制度整備は、取引参加者が他の取引参加者に注文を委託できるようになることから、BCP 対策としても一定の意義があるものと評価できる。 そこで、これらを踏まえると、2社目について運用の公正性及び透明性を確保する観点から、「5割基準」に代わる「目安」や加味する「態様等」の承認基準について明示してもらうことが望ましく、具体的な考えをご教示いただきたい。 	<p>ます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅱ1. (1)」の「備考」欄において「主として」の解釈が記載され、「目安」及び「態様等」の2要件で判定すると記載されているが、当該要件を充足しなくなった場合の制度設計の考えについて、ご教示いただきたい。 例えば、当初は当該二要件を充足していたが、後日いずれかの要件又は両方の要件に合致しなくなった場合には、本制度の利用はできなくなり、廃止等の届出をする必要があるという厳格な運用を想定している制度設計か。それともいったん承認したからには敢えて当該承認の取消を届け出ない限り当該制度は継続的に利用できるという緩やかな運用を想定している制度設計か。あるいは、それ以外の制度設計か。 	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所としても、取引参加者の発注状況は随時確認していますが、当取引所の承認を得た取引参加者が、他の取引参加者への発注の委託を取りやめようとする場合には、当該取引参加者から申請していただくことを想定しています。
4	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅱ1. (1)」の「備考」欄において、「特定の発注ルートについてのみ他の取引参加者に発注を委託するような限定的なケース」とは、具体的にはどのようなケースか。 ToSTNeT における発注はこれに含まれると理解してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、高速取引行為に係る発注のみを委託しているケースや、ToSTNeT における売買に係る発注のみを委託しているケースが想定されます。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ II2. によれば、「1. (1)の承認を受けた取引参加者にも、通常の実行参加者と同様に売買管理体制及び注文管理体制を整備すること」が求められ、また、この項の「備考」欄によれば、「発注を受託する取引参加者と連携して、体制を整備すること」が求められている。 ・ このとき、発注を委託した取引参加者専用の仮想サーバを設けることは取引所の売買監理には役立つと思うが、発注を受託した取引参加者には直接役立たず、委託側取引参加者の顧客の個人情報取得できない状況の下では、「連携」すべき体制整備について売買審査及び売買監理上のガイドラインのようなものを用意することが必要であると考え、考えをご教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の取引参加者から発注を受託する取引参加者は、発注を委託する取引参加者の注文等について、他の顧客と同様に管理していただくことになるため、特に新たにガイドライン等を整備することは想定しておりません。

提出者：1～5＝だいこう証券ビジネス

以 上